■障がい者施策推進協議会と障がい者自立支援協議会の機能について

参考資料１

Ⅰ．両協議会の性質の違いについて

○障がい者施策推進協議会（根拠法：障害者基本法）に関する規定

　＜根拠法における協議会の役割＞

障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視すること、必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議することを役割とする合議制の機関。

　＜行政計画に関する規定＞

障害者基本法第11条第5項において、「都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。 」旨が規定されているとともに、障害者総合支援法第89条第7項において、「都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。」旨が規定。

○障がい者自立支援協議会（根拠法：障害者総合支援法）に関する規定

＜根拠法における協議会の役割＞

地域における障がい者等への支援体制に関する課題についての情報共有、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、大阪府全体の支援体制の整備に向けた主導的役割を担う協議の場。

＜行政計画に関する規定＞

障害者総合支援法第89条第6項において、「都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」旨が規定。

Ⅱ．Ⅰを踏まえた、両協議会の機能の整理について

〇　上記の性質の違いを踏まえ、障がい者計画及び障がい福祉計画（障がい児福祉計画含む）の策定及び進捗管理等、行政計画に関する事項については、主に大阪府障がい者施策推進協議会において協議することとし、大阪府障がい者自立支援協議会においては、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを主に協議することとしたい。

○　両協議会の機能の整理と合わせて、それぞれの協議会に属する11種類の部会についても、以下のとおり整理することとしたい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部会名称 | 担任する事務 | 属する協議会 |
| ①手話言語条例評価部会 | 手話言語条例に基づく施策への助言や評価等に関する事務 | 障がい者施策推進協議会 |
| ②アートを活かした障がい者の就労支援事業企画部会 | アートを活かした障がい者の就労支援等に関する事務 | 障がい者施策推進協議会 |
| ③障がい者スポーツ普及促進部会 | 障がい者スポーツの普及等に関する事務 | 障がい者施策推進協議会 |
| ④社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会 | 社会福祉施設等施設整備費補助金等の国庫補助対象施設等にかかる選定審査に関する事務 | 障がい者施策推進協議会 |
| ⑤身体障がい者補助犬部会 | 身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行う者の選考等に関する事務 | 障がい者施策推進協議会 |
| ⑥ケアマネジメント推進部会 | 障がい者の地域生活を支援するための障がい者ケアマネジメント従事者の養成・確保にかかる調査審議に関する事務 | 障がい者自立支援協議会 |
| ⑦地域支援推進部会 | 障がい者が安心、安定した地域生活が送れる地域生活支援システムの構築にかかる調査審議に関する事務 | 障がい者自立支援協議会 |
| ⑧就労支援部会 | 障がい者の就労支援施策や関係機関のネットワークの充実等にかかる調査審議に関する事務 | 障がい者自立支援協議会 |
| ⑨発達障がい児者支援体制整備検討部会 | 発達障がいにかかる早期発見、早期療育及び就労支援など支援体制にかかる調査審議に関する事務 | 障がい者自立支援協議会 |
| ⑩高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会 | 高次脳機能障がいにかかる専門相談や関係機関とのネットワークの充実など支援体制にかかる調査審議に関する事務 | 障がい者自立支援協議会 |
| ⑪障がい者虐待防止推進部会 | 障がい者虐待の防止及び障がい福祉サービス等の改善にかかる調査審議に関する事務 | 障がい者自立支援協議会 |